



野鳥対策の徹底をお願いします！

高病原性鳥インフルエンザは今シーズン、23道県で59事例（1/16時点）確認されており、発生件数・殺処分数ともに過去最多となっています。

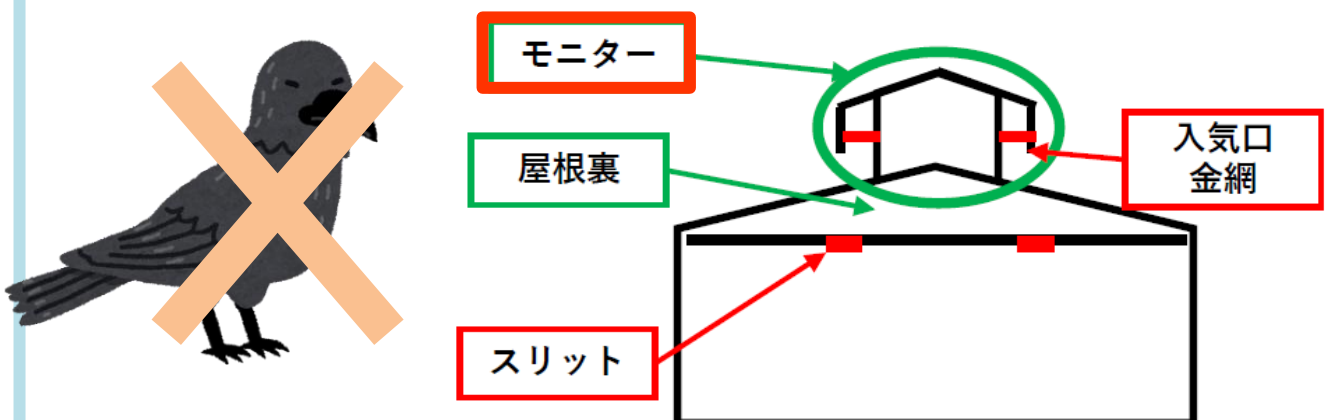
また、本県でもすでに2事例確認されており、農場への侵入リスクは非常に高まっているため、野鳥対策及び衛生管理の徹底をお願いします。

野鳥の侵入防止対策をお願いします

今シーズンの発生の中には、モニター一部分を含む入気口の金網・防鳥ネットに破損があり、野鳥侵入の形跡が認められた事例もあります。

そのため、金網・防鳥ネットの点検と、

破損箇所の修繕をお願いします！



飼養衛生管理基準の重要7項目の再確認をお願いします

- ①衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒
- ②衛生管理区域専用の衣服及び靴の使用
- ③衛生管理区域内に立ち入る車両の消毒
- ④家きん舎に立ち入る者の手指消毒
- ⑤家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ⑥野生動物侵入防止対策のネット等の設置、点検、修繕
- ⑦家きん舎周辺のねずみや害虫を駆除する



専用長靴の使用



長靴は汚れを落としてから消毒

高病原性鳥インフルエンザの特定症状を呈している
家きんを発見した場合は、
直ちに八戸家畜保健衛生所に連絡してください！

三八地域県民局地域農林水産部 八戸家畜保健衛生所

TEL: 0178-27-7415

FAX: 0178-27-7418

夜間・土日祝祭日の場合 家保携帯: 090-7069-7714